

第1章 策定にあたって

第1節 策定の趣旨

本市産業界を取り巻く環境は、東日本大震災及び原子力災害からの復興に取り組む中、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大という新たな危機に直面しています。

感染拡大を防止するため、人と人との接触の機会を減らし、デジタルを活用したテレワークやリモートワークが推奨され、業務の自動化や省力化・生産性の向上を図るAI（注1）やICT（注2）導入への対応が必要となり、各産業分野においてウィズコロナ・ポストコロナに対応した大きな変革が求められています。

一方、本市の高速交通網は、南北方向を結ぶ東北縦貫自動車道、東北新幹線に加え、2021（令和3）年4月に東西方向を結ぶ東北中央自動車道が開通しました。さらに物流の要衝として、福島イノベーション・コースト構想（注3）を進める玄関口として、新たな役割が期待されています。

また、ICTの急速な発展によって、オンラインサービスや電子決済システム等を活用した新しいビジネスモデルやクリエイティブなものづくりの動きも現れてきています。

本市では、2016（平成28）年3月に福島市工業振興計画を策定し、様々な施策に取り組んできました。しかし、こうした社会経済環境の変化に、迅速かつ柔軟に対応するため、これまでの工業、商業の振興計画とともに、密接に関連するICTなどの新たなサービス産業などを加えた、産業全体を総合的に振興する「新たな産業未来ビジョンふくしま（以下「産業ビジョン」という。）」を策定することとしました。

この産業ビジョンによって、産業全体のグレードアップを図り、危機をチャンスに変える実効性の高い施策を実施してまいります。

（注1）AI：Artificial Intelligenceの略。人工知能。

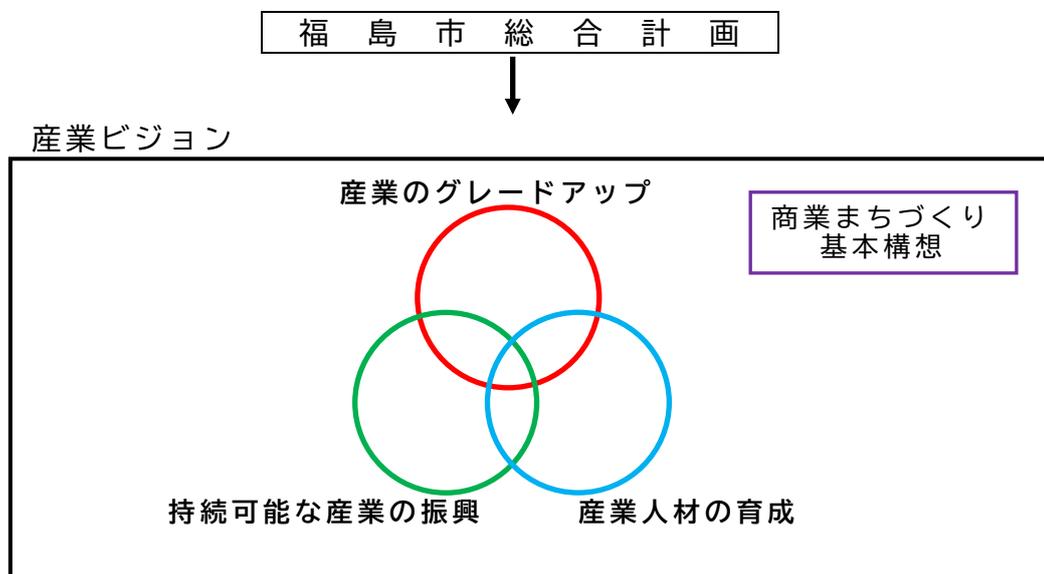
（注2）ICT：Information and Communication Technologyの略。情報処理や通信に関する技術の総称。

（注3）福島イノベーション・コースト構想：東日本大震災及び原子力災害によって失われた浜通り地域等の産業を回復するため、浜通り地域等に新たな産業基盤の構築を目指す国家プロジェクト。

第2節 位置づけ

本産業ビジョンは、本市のまちづくり全体の指針となる第6次福島市総合計画の実現に向けた基本方針「産業とにぎわいを生み出す活力躍動のまち」の考え方に基づき、本市商業・工業の振興を図るための基本方針と重点戦略を定めるものです。

また、本市における商業の振興を一体的に考えるために、福島県商業まちづくりの推進に関する条例第7条に基づき定めることができる、福島市商業まちづくり基本構想の内容も含んだビジョンとなっています。



第3節 実施期間

実施期間は、2022（令和4）年度から2026（令和8）年度までの5年間とします。（第4章福島市商業まちづくり基本構想については、別途期間を定めます。）

※実施期間の変更について（令和8年3月改定）

計画期間が1年延長された第6次福島市総合計画と整合性を図るため、本産業ビジョンの実施期間も1年延長し、終期を総合計画と同じく2026（令和8）年度とします。